

海上輸送の安全にかかわる情報

(平成30年度)

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第25条の2」に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものです。

本報告書は、平成30年度の輸送の安全にかかわる情報、その他輸送の安全に関する情報を取りまとめたものです。

目 次

1	事故及び立入検査の状況	
	(1) 船舶事故等の発生状況	1
	(2) 船種別事故等の発生状況	2
	(3) 立入検査の状況	4
2	命令に係る事項	5
3	その他輸送の安全に関する事項（指導対象となった主な事案）	7

1 事故及び立入検査の状況

(1) 船舶事故等の発生状況

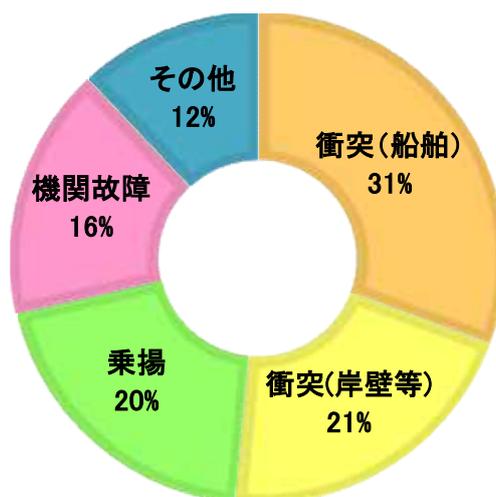
平成30年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年度比38件（約19%）減の164件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「衝突（船舶）」が全体の約31%を占めており、以下、「衝突（岸壁等）」が約21%、「乗揚」が約20%、「機関故障」が約16%となっています。

（件）

事故種類別	28年度	29年度	30年度	3年間の合計
衝突(船舶)	49	68	49	166
衝突(岸壁等)	32	45	36	113
乗揚	25	48	35	108
機関故障	43	20	27	90
火災	5	4	6	15
油流出	9	4	4	17
浸水	2	6	4	12
漂流	2	1	1	4
沈没	2	1	0	3
その他	7	5	2	14
合計	176	202	164	542

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別事故等の発生状況

① 旅客船

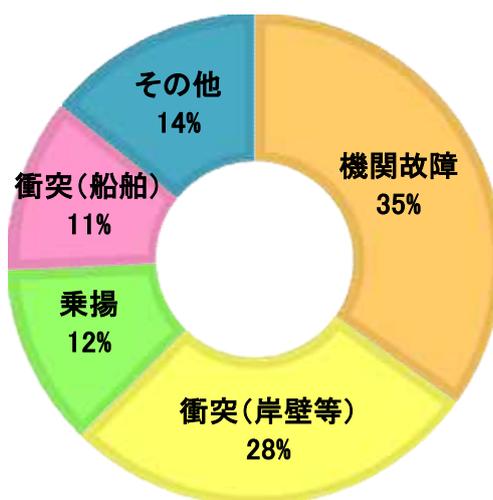
平成30年度の旅客船の事故等の発生件数は、対前年度比14件（約24%）増の73件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「機関故障」が約35%、「衝突（岸壁等）」が約28%、「乗揚」が約12%、「衝突（船舶）」が約11%となっています。

（件）

事故種類別	28年度	29年度	30年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	16	21	23	60
機関故障	39	16	21	76
衝突(船舶)	9	5	11	25
乗揚	9	9	8	26
火災	3	2	4	9
油流出	1	2	2	5
浸水	2	2	1	5
漂流	1	1	1	3
沈没	0	0	0	0
その他	6	1	2	9
合計	86	59	73	218

旅客船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



② 貨物船

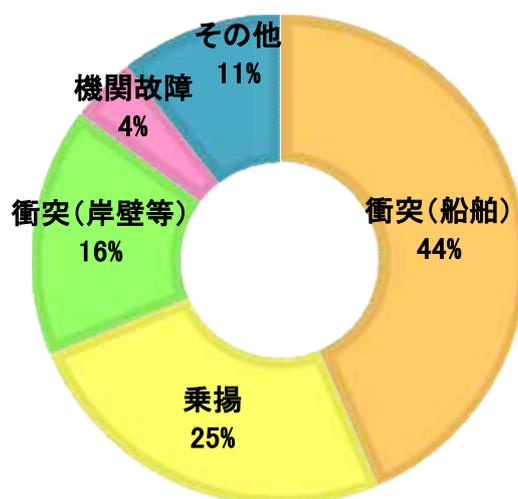
平成30年度の貨物船の事故等の発生件数は、対前年度比52件（約36%）減の91件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約44%、「乗揚」が約25%、「衝突（岸壁等）」が約16%、「機関故障」が約4%を占めています。

（件）

事故種類別	28年度	29年度	30年度	3年間の合計
衝突（船舶）	40	63	38	141
乗揚	16	39	27	82
衝突（岸壁等）	16	24	13	53
機関故障	4	4	6	14
浸水	0	4	3	7
火災	2	2	2	6
油流出	8	2	2	12
沈没	2	1	0	3
漂流	1	0	0	1
その他	1	4	0	5
合計	90	143	91	324

貨物船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(3) 立入検査の状況

平成30年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して2,946件の立入検査を実施しました。

立入検査の結果、問題等が認められた事業者に対する処分等（指導を含む。）は50件であり、うち2件については「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況及び処分状況

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事故発生時等の立入検査（注①）実施件数	89	63	66
通常時の立入検査（注②）等実施件数	2,979	2,843	2,880
合 計	3,068	2,906	2,946
処分等実施件数（注③）	49	41	50
うち、安全確保命令発出件数（注④）	3	3	2

注①：事故発生時などに緊急に行われる検査

注②：通常時定期的に行われる検査

注③：輸送の安全確保に関する指導又は処分を行った件数

注④：安全確保に関する命令（処分）を発出した件数

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

2 命令に係る事項

平成30年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた事案2件に対して、海上運送法第19条第2項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発しました。これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 旅客フェリーが岸壁に衝突し乗客の負傷及び車両の損傷が発生した事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 鹿児島市船舶局（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 平成30年10月12日
所 管 局 : 九州運輸局

【事故概要】

平成30年7月28日、鹿児島市船舶局の鹿児島発桜島行き旅客フェリー「第十八桜島丸」（総トン数1,240トン）が桜島港入港後に第4バース突堤に衝突し、乗客26名が負傷し、車両2台が玉突き衝突を起こす事故が発生した。

【原因】

衝突の原因は船長の想定以上の強い潮流により船首が流されたことが、監査において確認されたが、その他船体が着岸したあとに積載車両の車止めを取り外すべきところ、着岸前に取り外していた事実も判明した。

【命令内容】

1. 船内の車両誘導係は、船体が完全に着岸したことを確認した後に、車両の車止めを外すよう、安全管理規程の作業基準を遵守すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、再発防止及び安全意識の向上のため、安全管理規程の作業基準の内容及び適切な操船等について、指導・教育を改めて実施すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを九州運輸局において確認した。

事案2 客船が、出港時、棧橋に接触した事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 商船三井客船(株)(人の運送をする外航不定期航路事業)
発出年月日 : 平成31年3月8日
所 管 局 : 海事局(国土交通本省)

【事故概要】

平成30年12月30日、商船三井客船株式会社が運航する客船「にっぽん丸」(総トン数22,472トン)が、グアム島アプラ港において、出港時、船体後部を棧橋に接触させる事故が発生した。(死傷者等なし)

【原因】

船長自らが、航海計器を確認することなく誤った操船をし、航海士による指摘があつたにもかかわらず操船を続けた。また、事故の発生との因果関係は確認されてはいないものの、監査において、事故当日の出港前、船長及び機関長が飲酒を行い、機関長が酒気を帯びていたと認められる状態で航海当直の業務に就いたなど、安全管理体制の不備が確認された。

【命令内容】

1. 運航する船舶の乗組員に対し、
 - ① 今般の事例を踏まえた適切な操船を行うための教育を定期的を実施し、乗組員の技量向上を図ること。
 - ② 飲酒管理規程についての教育を定期的を実施し、その周知徹底を図ること。
2. 運航する船舶の乗組員に対して、当直前にアルコール検知器による検査を行うとともに、検査記録の保存を行い、また、酒気帯び状態の乗組員を航海当直に就かせないこと。
3. 酒気帯び状態での航海当直を防止するため、飲酒管理規程の見直しを含む再発防止対策を講じるなど、自ら実効性のある安全管理体制の構築を図ること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを海事局において確認した。

3 その他輸送の安全に関する事項（指導対象となった主な事案）

平成30年度、事故等を起こした事業者に対し、輸送の安全確保に関し、文書により再発防止のための指導を行いました。主な事案については、以下のとおりです。

事案1 旅客船が機関停止し、海上で航行不能となった事故

【事故概要】

平成30年4月16日、目的港へ航行中に燃料切れにより機関停止し、海上で航行不能となった。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 発港前点検を確実に実施し、その結果を記録すること。
- 事故発生の際は、安全管理規程（事故処理基準）に基づき、海上保安官署等へ速やかに連絡すること。
- 旅客を他船へ移乗させる際は、救命胴衣を着用させること。

事案2 旅客船が防波堤に衝突し、乗客8名が負傷した事故

【事故概要】

平成30年12月21日、夜間、雨天航行中の旅客船が、見張り不十分等により、防波堤に衝突し、乗客8名が負傷（うち重傷者1名）した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故処理の是非を検証し、事故処理を適切に行えるようにするため、全従業員に対し安全管理規程に関する教育を行うこと。
- 当直方法を含む事故の原因を徹底的に調査し、事故の再発を防止すること。

事案3 旅客船が海苔網に乗り上げた事故

【事故概要】

平成30年12月24日、船長が航路付近に、海苔網が設置されていることについて把握していなかったことにより、旅客船が沖合の海苔網に乗り揚げた。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故原因の究明に努めるとともに、速やかに事故の再発防止策を講じること。
- 運航に必要な情報の収集及び伝達として、運航管理者は官公庁の発

- する運航に関する情報等を確実に把握し、船長に連絡すること。
- 事故が発生したときは、二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施を確実に行うこと。
 - 事故発生の実事を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。
 - 年に1回以上、事故処理に関する訓練を計画し、実施すること。
 - 経営トップを含め運航に係る全員に対し、事故処理基準を含めた安全管理規程を熟知するための再教育を実施すること。

事案4 旅客船が岸壁に衝突した事故

【事故概要】

平成31年1月28日、旅客船が運航基準図の基準経路とは異なった経路で運航を行ったことにより、岸壁に衝突した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 安全管理規程（運航基準）に規定された基準経路を遵守できるよう改善すること。
- 安全管理規程に基づく乗組員等に対する安全教育を実施すること。
- 事故時の連絡を確実に実施するために、事故処理基準に基づく措置が着実に行えるよう定期的に安全管理規程に基づき情報伝達訓練等を実施すること。
- 安全管理規程に基づく安全教育等の概要を記録簿に記録すること。